

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境保全課	
許 認 可 等 名	汚染土壌処理業の相続の承認	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法	
根 拠 条 項	第27条の4	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
審 査 基 準	<p>・土壌汚染対策法 第27条の4 第27条の4 汚染土壌処理業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該汚染土壌処理業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項、次項及び第四項において同じ。）が当該汚染土壌処理業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第22条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>3 第22条第3項（第2号ホに係る部分を除く。）の規定は、第1項の承認について準用する。</p> <p>4 第1項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る汚染土壌処理業者の地位を承継する。</p>	
	参 考 事 項	土壌汚染対策法施行令第10条により市長が行うこととされている（別紙のとおり。）
	設 定 等 年 月 日	令和3年1月26日設定（令和 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数120日（休日を含む）</p> <p>（設定しないものについてはその理由）</p>	
	設 定 等 年 月 日	令和3年1月26日設定（令和 年 月 日最終変更）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査基準</p>	<p style="text-align: center;">基準</p>	<p>・土壌汚染対策法 第22条第3項</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（トにおいて「暴力団員等」という。）</p> <p>ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの</p> <p>ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>4 第1項の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>5 第2項及び第3項の規定は、前項の更新について準用する。</p> <p>6～9（略）</p> <p>・汚染土壌処理業に関する省令 第4条</p> <p>法第22条第3項第1号の環境省令で定める基準は別紙のとおり。</p>
---	---------------------------------------	---